

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 26 日現在

機関番号：33905

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26370514

研究課題名(和文) 法廷での法律家の言語使用と通訳由来の言語的変容およびその影響についての研究

研究課題名(英文) Research on the language use of lawyers in court and interpreter-induced alterations and their impact on courtroom communication

研究代表者

水野 真木子 (MIZUNO, Makiko)

金城学院大学・文学部・教授

研究者番号：90388687

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：要通訳裁判員裁判が公正に行われるためには、原発言と通訳プロダクトの等価性の担保が重要になる。本研究では、裁判で法律家が被告人質問や証人尋問の際に使用する言語表現が通訳を介することによってどう変容するか分析し、その影響について検討した。刑事事件を多く手掛ける弁護士と経験豊かな法廷通訳人の協力を得、アンケート調査や検討会での議論を行い、多くの問題点や解決策を明らかにした。その成果はガイドラインとして1冊の冊子にまとめ上げた。

研究成果の概要(英文)：For interpreter-mediated trials to be fair, equivalence between the original speech and its translation must be guaranteed. The purpose of this study was to analyze how linguistic expressions used by lawyers during court examinations are altered by interpreters and what effects such alterations can have on courtroom communication. Through a questionnaire survey with lawyers and several meetings for discussion with experienced court interpreters and lawyers who deal with many criminal cases, several interpreter-related issues and solutions for some issues surfaced. The findings of this study were compiled into a booklet as guidelines for questioning in court.

研究分野：法言語学

キーワード：司法通訳 法廷尋問 法廷ディスコース ガイドライン

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 社会的背景

2009年5月から裁判員裁判が始まった。一般市民が参加するという点で、従来のように、法律家が文書を読んで事実の有無と量刑について判断する「調書」裁判は消え、代わりに、法廷での証言や説明、つまり音声ないし対話としての言語自体を材料にして、裁判員は有罪・無罪を判断し、量刑を決める。こうした「口頭主義」においては、法廷で語られる内容のみならず、その「語られ方」も裁判員や裁判官の心証形成に一役買い、有罪・無罪の判断や量刑にも影響を及ぼす。そのため、要通訳裁判の場合、まず、原発言の内容が正確に通訳されること、そして、通訳人の「訳し方」も原発言者のそれと等価であることが、公平で公正な裁判にとって不可欠な要素であるという認識が関係者の間で高まってきた。また、裁判員裁判が注目される中で、マスメディアを含め、各方面から通訳の正確性に関する疑問が呈されるようになってきた。第一審での通訳が問題視され、控訴される事案も生じるようになった。控訴に際して、法言語学の研究者たちが通訳の正確性についての鑑定書を提出するようなケースもある。

このような背景のもと、法廷での原発言と通訳プロダクトとの間の「等価性」に焦点を当てた研究の重要性も高まってきた。

### (2) 学術的背景

この分野の学術的背景としては、海外の研究者たちによる法言語学関連の研究の一分野として、法廷での原発言と通訳プロダクトとの間の「等価性」に関する研究が盛んに行われてきた。日本では、水野を中心とする、日本通訳翻訳学会や法と言語学会のメンバーから成る研究チームにより、模擬通訳人と模擬裁判員を使っての言語分析を目的とする研究が行われてきている。特に近年では、通訳人の訳し方が裁判員の心証形成や量刑判断に及ぼす影響についての研究が多く行われ、法廷実験に基づく統計分析により、様々なことが明らかになってきた(例えば、'Observations on How the Lexical Choices of Court Interpreters Influence the Impression Formation of Lay Judges', Mizuno et al. 2013 など)。ただし、日本での研究は、被告人や証人の原発言に対する通訳という点に焦点を当てたものが多く、法廷での尋問時の法律家の言語使用と通訳の問題を扱うものはほとんどなかった。

## 2. 研究の目的

本研究では、通訳を必要とする外国人裁判において、法廷での検察官や弁護人の質問や尋問が通訳を介することでどう影響を受けるのかを明らかにする。具体的には、法律家の法廷での話し方の特徴やパターンと、それに対する通訳人の訳し方の傾向を分析し、通訳を介した場合、質問自体とそれに対する答えがどう変容するのかを解明する。そして、法廷で通訳を介してコミュニケーションする場合、法律家はどのような言い回しを避け、どのような話し方をすれば、その発話の効果を維持でき、円滑なコミュニケーションが図れるのかについて、具体的な提案を行うことを最終目的とする。

## 3. 研究の方法

### (1) アンケート調査

法律実務家が、通訳が介在する裁判で被告人質問や証人尋問を行う際、どのような意識を持って臨んでいるのか、そして通訳についてどのような印象を抱いているのかなど、言語使用という側面を中心とする意識調査を行う。

### (2) 検討会開催

刑事事件を多く手がける弁護士数名と法廷での通訳経験が豊かな通訳人2名(英語および中国語)から成るコアグループを形成し、複数回、通訳問題を議論するための検討会を開催する。そこでの議論を通し、法律家の言語使用の特徴と、それが通訳の介在によってどのように変容するかを分析し、問題の所在および解決策を検討する。

コアグループ以外の法律家に対しても問題提起し、意見を聴取する。

### (3) ガイドライン作成

弁護士と通訳人との検討会での議論を複数回行った後、そこで明らかになった問題点や解決策をガイドラインとして1冊の冊子にまとめる。ガイドラインには、尋問時の法律家の言語使用の特徴と、通訳を介した際に注意すべき点を具体的に示し、通訳付きの被告人質問や証人尋問の際に参考にしてもらうために、それを法律家に配布する。

## 4. 研究成果

### (1) アンケート調査

21名の弁護士から、要通訳裁判に関する意識調査への回答が得られたが、主な質問事項と回答の傾向は以下である。

#### 質問事項

通訳の訳に対して不信感を抱いたことがあるか。

法廷通訳の介在は、証人尋問や被告人質問の効果を減じてしまうと思うか。

証人尋問や被告人質問において、通訳が介在するということで、普段とは異なる言語の使い方をするか。その場合、どのような工夫をしているのか。

#### 回答

多くの法律家（約 80%）が法廷通訳に不信感を抱いたことがある。

多くの法律家（85%）が通訳により質問の効果が減じられていると感じている。

多くの法律家（85%）が通訳を介した法廷では異なる質問形式を用いているが、それは、文を短くする、簡単な言葉を使う、主語を省かない、ゆっくり話す、ニュアンスを明瞭にするなどの方法に限定され、発話構造の語用論的效果という点は見過ざれているようである。

上記より、法律家が法廷通訳に対して不信感を抱き、通訳によって引き起こされる問題を回避するために、何らかの言語上の工夫を行っているが、その工夫には限界があり、語用論的視点が欠如していることが分かった。

#### （2）弁護士や通訳人との検討会

要通訳刑事事件に関心のある弁護士5名と英語と中国語の法廷通訳人をコアグループとし、研究期間中、計5回検討会を開催した。そこでは、法廷での質問や尋問の際の法律家の言語使用と通訳上の問題点について、法律家と通訳人の両方の立場から意見交換をし、発話構造の語用論的效果という側面を中心に検討、分析した。また、検討会5回のうち1回において、弁護人にとって重要な、接見での質問の際の言語使用と通訳の問題についての議論もおこなった。

さらに、コアグループでの検討会以外に、刑事事件を多数手がけている3箇所の法律事務所（いずれも大阪弁護士会）を訪問し、各事務所で、複数の弁護士との対談を通じて、尋問の際に多く用いられる言語表現のうち、通訳が困難と考えられる表現に関し、その使

用目的、他の表現での代替可能性についての意見を聴取した。

上記を通して、主尋問に多い曖昧な表現を使った質問や、反対尋問で多用される付加疑問文や二重否定疑問文などをはじめとし、場面に応じて使用される特徴的な言語表現で、通訳によって誤解が生じる、または効果が減じられるものが特定され、問題回避のための対策についても検討された。

#### （3）ガイドライン作成

前項の検討会から得られた成果をガイドラインとして1冊の冊子（74ページ）にまとめた。冊子は以下の3部構成とした。

##### 第1部

法廷での法律家の言語表現を「主尋問でよく使用される言語表現」、「反対尋問でよく使用される言語表現」、「主尋問や反対尋問を問わず問題が生じる可能性のある言語表現」の3つのカテゴリーに分け、合計11項目について解説した。これに際し、言語の幅を広げるために、法廷通訳の経験が豊富なスペイン語通訳者から項目ごとにコメントをいただき、それを内容に反映した。

##### 第2部

弁護人接見時の質問と答えの典型的な流れを「覚せい剤取締法違反」「器物損壊」「強盗致傷」の3つの事件を想定したシナリオで表現し、ポイントごとに通訳の問題と注意点について解説した。

##### 第3部

要通訳裁判での尋問・質問の際、法律家と通訳人がうまく協働し、正確で適正な通訳を実現する必要がある。そのためには、通訳人が守るべき倫理原則の知識が共有されることが重要である。ここでは、法廷通訳人の倫理原則を10項目に分けて解説した。

上記冊子を複数の法律事務所、法律家個人、法廷通訳人、法言語学研究者に送付した。

#### （4）研究の国際化

これまでの研究成果の海外への発信とさらなる発展のために、同分野の研究者である韓国梨花女子大学のLee Jieun教授を招聘し、上記検討会の第5回目に参加していただき情報交換するとともに、2016年度法と言語学会年次大会で韓国の司法通訳の最新の研究に関する内容で基調講演をしていただいた。

5. 主な発表論文等  
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

水野真木子、寺田有美子、馬小菲、尋問で法律家が用いる言語表現と法廷通訳の問題、法と言語学会誌『法と言語』第3号 2016,61-80

水野真木子、法廷での尋問の際に使用される二重否定疑問文と通訳の問題、『金城学院大学論集』社会科学編、第12巻第2号、2016、1-6

水野真木子、反対尋問で法律家が多用する終助詞「～ね」の英語通訳について、法と言語学会誌『法と言語』第2号、査読有、2014、85-105

[学会発表](計6件)

Makiko Mizuno. Guidelines for questioning of lawyers in an interpreter-mediated court. Critical Link 8 Conference. June 29, 2016. Heriot Watt University

水野真木子、寺田有美子、馬小菲、主尋問における多義的な質問表現と法廷通訳の問題、2015年度法と言語学科年次大会、2015年12月6日、甲南大学

Makiko Mizuno. Impact of court interpreting on linguistic strategies of questioning attorneys in witness examinations. Tenth Conference on Legal Translation, Court Interpreting and Comparative Legilinguistics. June 20, 2015. Adam Mickiewicz University

水野真木子、寺田有美子、渡辺ぎしゅう、法律実務家から見た、法廷での言語使用と通訳問題、2014年度法と言語学科年次大会、2014年12月7日、愛知学院大学

Makiko Mizuno. Legal Interpretation in Japan. ALC Occasional Seminar (招待講演) August 18, 2014. The University of Melbourne

Makiko Mizuno, Yumiko Terada. Impact of court interpreting on lawyers' linguistic strategies for witness examination in Japanese courts. AILA (国際応用言語学会) World Congress 2014. August 12, 2014. The Brisbane Convention & Exhibition Center

[図書](計0件)

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

[その他]  
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

水野真木子 (MIZUNO, Makiko)  
金城学院大学・文学部・教授  
研究者番号：90388687